―日本国憲法の改正手続に関する法律―

はじめに

声が出たこともあり、国会では憲法改正についての議論がますます活発になり、にわかに現実味を帯びてきたのが国 日本国憲法が施行されてから70年の節目の年を迎えた2017年、「2020年の『新憲法』施行」を目標とする

国民投票は、国会による憲法改正の発議を受けて実施されるもので、有権者(満18歳以上の日本国民)

民に憲法改正への賛否を問う『国民投票』の実施です。

票をもって憲法改正に「賛成」又は「反対」の意思を示すことによって、憲法を改正すべきか否かが決定されます。

が、実際には、これまで一度も国民投票が実施されていないこともあり、 投票法の趣旨や同法が定める具体的な投・開票その他の手続き等について理解しておくことが強く求められています 選挙管理委員会では、 理解が進んでいないのが現状です。 実務を行うことになります。選挙管理委員会事務局の皆さんには、国民投票を公正かつ適正に実施するために、 関する法律』(以下、「国民投票法」という。)です。国会で憲法改正が発議された場合、各都道府県及び市区町村の この国民投票の手続きを定めた法律が、2007年に成立、同年5月18日に施行された『日本国憲法の改正手続に 発議後60日~180日の間に、この国民投票法に規定された手続きに従って、投票及び開票の 国民投票法に接する機会がなくその周知や 国民

って選挙の管理・執行事務を担ってきた皆さんにとっては、国民投票法の規定は比較的学びやすいものといえるかも むしろ、国民投票法の条文は公職選挙法の条文に準拠しているものが多いため、これまで公職選挙法の規定に従)かし、選挙管理委員会事務局の皆さんにとって、国民投票法は必ずしも全く未知の法律というわけでは ありませ

しれません。

国民投票法を正確に理解するための基本書として、皆様の学習及び実務の一助となれば幸いです。 そこで本書では、国民投票法と公職選挙法を対照表とし、準拠部分が一目でわかるような法令集を編纂しました。

平成29年6月吉日

般社団法人 選挙制度実務研究会

目次

関する周知(第十一条―第十九条)	第二節 国民投票広報協議会及び国民投票に	第十条 特定地域に関する特例 37	第九条 国民投票取締りの公正確保 37	第八条 国民投票の執行に関する事務の管理 33	第七条 投票区及び開票区 32	第六条 国民投票を行う区域 32	第五条 本籍地の市町村長の通知 31	第四条 投票権を有しない者 30	第三条 投票権 29	第二条 国民投票の期日 28	第一節総則(第二条—第十条)	第二章 国民投票の実施	第一条 趣旨 28	第一章 総則(第一条)		日本国憲法の改正手続に関する法律 26		2 国 気	日 本 図 憲 去1
第二十九条 登録の抹消 59	第二十八条 訂正等 58	第二十七条 補正登録 58	第二十六条 訴訟 57	第二十五条 異議の申出 55	第二十四条 縦覧 54	第二十三条 登録 52	第二十二条 被登録資格等 48	第二十一条 投票人名簿の記載事項等 47	第二十条 投票人名簿 46	第三節 投票人名簿 (第二十条—第三十二条)	第十九条 国民投票の方法等に関する周知等 45	第十八条 国民投票公報の印刷及び配布 42	第十七条 両院議長協議決定への委任 41	第十六条 協議会事務局 40	第十五条 協議会の議事 40	第十四条 協議会の事務 39	第十三条 会長の権限	第十二条 協議会の組織 38	第十一条 協議会 38

第七十条 繰上投票192	第四十八条 投票管理者 89
第六十九条 投票箱等の送致 189	第四十七条 一人一票 89
第六十八条 投票録の作成189	第五節 投票及び開票 (第四十七条—第八十八条)
第六十七条 投票箱の閉鎖 189	委任 88
第六十六条 投票の秘密保持 189	第四十六条 在外投票人名簿の登録に関する政令への
第六十五条 投票記載所における憲法改正案等の掲示 184	第四十五条 在外投票人名簿の保存 88
第六十四条 退出させられた者の投票 184	第四十四条 在外投票人名簿の再調製 88
第六十三条 投票人の確認及び投票の拒否 184	第四十三条 在外投票人名簿の修正等に関する通知等 86
第六十二条 在外投票等170	第四十二条 在外投票人名簿の登録の抹消 85
第六十一条 不在者投票 110	第四十一条 在外投票人名簿の訂正等 84
第六十条 期日前投票 108	第四十条 在外投票人名簿の登録に関する訴訟 83
第五十九条 代理投票 105	申出:
第五十八条 点字投票 105	第三十九条 在外投票人名簿の登録に関する異議の
第五十七条 投票の記載事項及び投函 104	第三十八条 在外投票人名簿に係る縦覧 79
第五十六条 投票用紙の交付及び様式103	第三十七条 在外投票人名簿の登録 74
第五十五条 投票所においての投票99	第三十六条 在外投票人名簿の登録の申請 68
第五十四条 投票権のない者の投票99	第三十五条 在外投票人名簿の被登録資格 67
登録と投票 96	第三十四条 在外投票人名簿の記載事項等 66
第五十三条 投票人名簿又は在外投票人名簿の	第三十三条 在外投票人名簿 65
第五十二条 投票所の告示96	第四節 在外投票人名簿(第三十三条—第四十六条)
第五十一条 投票所の開閉時間 94	第三十二条 投票人名簿の保存
第五十条 投票所 94	第三十一条 投票人名簿の再調製 63
第四十九条 投票立会人 93	第三十条 通報及び調査の請求 60

.i. 242	新聞広告		国民投票分会の開催 221	第九十一条
	国民投票広報協議会及び政党等による	第百七条	国民投票分会立会人 220	第九十条
: 238	* 国民投票広報協議会及び政党等による放送 …	第百六条	国民投票分会長	第八十九条
: 238	広告放送の制限		第八十九条—第九十九条)	(第八-
	* 投票日前の国民投票運動のための	第百五条	国民投票分会及び国民投票会	第六節国民
237	* 国民投票に関する放送についての留意	第百四条	開票所の取締り 215	第八十八条
: 232	国民投票運動の禁止		繰延開票 215	第八十七条
	公務員等及び教育者の地位利用による	第百三条	一部無効による再投票の開票 215	第八十六条
: 232	* 特定公務員の国民投票運動の禁止	第百二条	投票、投票録及び開票録の保存 214	第八十五条
: 232	* 投票事務関係者の国民投票運動の禁止	第百一条	開票録の作成 213	第八十四条
: : 231	公務員の政治的行為の制限に関する特例	第百条の二	開票の参観	第八十三条
: 230	適用上の注意	第百条	無効投票 206	第八十二条
	国民投票運動(第百条—第百八条)	第七節	開票の場合の投票の効力の決定 206	第八十一条
.: 229	7条 準用	第九十九条	開票 205	第八十条
: 228	八条 国民投票の結果の報告及び告示等	第九十八条	開票日	第七十九条
: 228	その他関係書類の保存		開票の場所及び日時の告示 205	第七十八条
	こ条 国民投票録の作成及び国民投票録	第九十七条	開票所の設置 205	第七十七条
.: 227	^条 国民投票会の開催	第九十六条	開票立会人 200	第七十六条
: 227	国民投票会立会人	第九十五条	開票管理者	第七十五条
.i. 226	5条 国民投票長	第九十四条	投票所における秩序保持196	第七十四条
.i. 226	一条 国民投票分会の結果の報告	第九十三条	投票所の秩序保持のための処分の請求 196	第七十三条
: 224	国民投票分会録その他関係書類の保存		投票所に出入し得る者 195	第七十二条
	一条 国民投票分会録の作成及び	第九十二条	繰延投票	第七十一条

第百三十九条 審査請求の制限	
第百三十八条 行政手続法の適用除外	第百二十五条 国外犯 279
第百三十七条 国の支出金の算定の基礎等	第百二十四条 在外投票の場合の罰則の適用 27
第百三十六条 費用の国庫負担	第百二十三条 不在者投票の場合の罰則の適用 275
第五章 補則(第百三十六条—第百五十条)	第百二十二条 国民投票運動の規制違反 273
第百三十五条	第百二十一条 立会人の義務を怠る罪272
第二節再投票及び更正決定(第百三十五条)	第百二十条 代理投票等における記載義務違反27
第百三十四条 国民投票無効の告示等	第百十九条 詐偽投票及び投票偽造、増減罪270
第百三十三条 憲法改正の効果の発生の停止	第百十八条 詐偽登録、虚偽宣言罪等270
通知及び判決書謄本の送付	第百十七条 携帯凶器の没収 269
第百三十二条 国民投票無効の訴訟についての	又は国民投票会場における凶器携帯罪 269
訴訟法規の適用	第百十六条 投票所、開票所、国民投票分会場
第百三十一条 国民投票無効の訴訟に対する	第百十五条 多衆の国民投票妨害罪
国民投票の効力	暴行罪、騒擾罪等 267
第百三十条 国民投票無効の訴訟の提起と	第百十四条 投票事務関係者、施設等に対する
第百二十九条 国民投票無効の訴訟の処理	第百十三条 投票干涉罪 267
第百二十八条 国民投票無効の判決	第百十二条 投票の秘密侵害罪
第百二十七条 国民投票無効の訴訟	第百十一条 職権濫用による国民投票の自由妨害罪 265
(第百二十七条—第百三十四条)	場合の没収 264
第一節 国民投票無効の訴訟	第百十条 組織的多数人買収及び利害誘導罪の
第四章 国民投票無効の訴訟等	第百九条 組織的多数人買収及び利害誘導罪 262
第百二十六条	第八節 罰則 (第百九条—第百二十五条)
第三章 国民投票の効果 (第百二十六条)	第百八条 公職選挙法による政治活動の規制との調整 27

289

284

284 281 281

280

292 291 290

301 301 301 298 293

323 323 323 323 323 323 323 323 323 3	第百四十七条 政令への委任
312 311 308 305 305	国外における取扱い
301	第百四十一条 国民投票に関する期日の第百四十条 特別区等に対する適用

〇日本國憲法(婚行昭和二十二年五月三日)

國民に由來し、その權力は國民の代表者がこれを行使し、その福利は國民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法 ここに主權が國民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも國政は、國民の嚴肅な信託によるものであつて、その權威は わが國全土にわたつて自由のもたらす惠澤を確保し、政府の行爲によつて再び戰爭の慘禍が起ることのないやうにすることを決意し、 かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。 本國民は、正當に選舉された國會における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸國民との協和による成果と、

除去しようと努めてゐる國際社會において、名譽ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の國民が、ひとしく恐怖と缺乏から兒 信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、專制と隷従、壓迫と偏狹を地上から永遠に 日本國民は、恒久の平和を念願し、人間相互の關係を支配する崇高な理想を深く自覺するのであつて、平和を愛する諸國民の公正と 平和のうちに生存する權利を有することを確認する。

あり、この法則に從ふことは、 われらは、いづれの國家も、 自國のことのみに專念して他國を無視してはならないのであつて、 自國の主權を維持し、他國と對等關係に立たうとする各國の責務であると信ずる。 政治道徳の法則は、 普遍的なもので

國家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

一章天皇

皇位は、 天皇は、 世襲のものであつて、 日本國の象徴であり日本國民統合の象徴であつて、この地位は、主權の存する日本國民の總意に基く。 國會の議決した皇室典範の定めるところにより、これを繼承する。

内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

天皇の國事に關するすべての行爲には、

日次 第一章 総則(第一条) 第一章 総則(第一条) 第二章 国民投票の実施 第二節 国民投票に関する 第二節 国民投票に関する 周知(第十一条—第十 九条) 第三節 投票人名簿(第二十条) 第五節 投票及が開票(第四十 七条—第八十八条) 第五節 担民投票連動(第百条——第百八条) 第二章 国民投票連動(第百条———第百八条) 第二章 国民投票加列果(第百二十六条) 第二章 国民投票無効の訴訟等 第一節 国民投票無効の訴訟等 第一節 国民投票無効の訴訟等 第一章 国民投票無効の訴訟等 第一章 国民投票無効の訴訟等 第一章 国民投票無効の訴訟等	(平成十九年法律第五十一号)
R	(平成二十二年政令第百三十五号)日本国憲法の改正手続に関する法律施行令
日次 第一章 総則(第一条—第八条) 第三章 選挙権及び被選挙権(第 九条—第十一条。) 第三章 選挙に関する区域(第十九条— 第三十条) 第三十条) 第三十条 第三十条 第三十条 第三十条 第三十条 第三十条 第三十条 第三十条	(昭和二十五年法律第百号) 公職選挙法
内閣は、公職選挙法(昭和二十五 年法律第百号)の規定並びに地方自 治法(昭和二十二年法律第六十七号) 第二百八十条及び同法附則第二十一 条の規定に基き、この政令を制定す る。 目入 第一章 参議院合同選挙区選挙管 理委員会(第一条・第一 理委員会(第一条・第一 理委員会(第一条・第一 第二章 選挙権(第一条の三) 第二章 選挙権(第一条の三) 第二章 選挙人名簿(第十一条— 第二章 投票(第二十四条—第四十八条の二) 第四章の二 在外選挙人名簿(第一十条) 第四章の二 在外選挙人名簿(第四十九条の六) 第四章の三 記号式投票(第四十九条の十一) 第五章 不在者投票(第五十条— 第五章 不在者投票(第五十条— 第五章 不在者投票(第五十条— 第五章 不在者投票(第二十条—	(昭和二十五年政令第八十九号) 公職選挙法施行令

補 第 則 第 リ	第百二十八条) 第十四章 選挙運動(第百二十九条一第十四章 選挙運動(第百二十九条の三)第十四章の二 参議院(選挙区選出並びに寄附(第百七十九条一第二百一条の四)
第十二章の三 政党その他の政治 団体等の選挙に おける政治活動 (第百二十九条の四 選挙の効力及び当 選の効力に関する異議の申出及び審査の申出及び審査の申出及び審査の申出及び審査の申出及の (第百二十九条の一人) (第百二十九条の一人) (第百二十九条の一人) (第百二十九条の一人) (第百二十九条の一人) (第百二十九条の一人) (第百二十九条の一人)	条の二十一) 第六章 開票 (第六十六条—第七 第九章 開票 (第六十六条—第七 第九章 別除 第九章 別除 第九章 別除 第九章 別除 第九章 別除 第九章 別除 第十章 選挙を同時に行うための 特例 (第九十七条—第百 七条) 第十二章 選挙運動(第百八条— 第百二十六条) (第百二十六条) 第百二十九条の二 — (第百二十九条の二 — (第百二十九条の二 — (第百二十九条の二 — (第百二十九条の二 — (第百二十九条の二 —

附則

第五章

節 再投票及び更正決定 (第百三十五条) ・ 補則(第百三十六条—第 百五十条) ・ 憲法改正の発議のための 国会法の一部改正(第百 五十一条)

第一

章

総則

日本国憲法第

第二条 国民投票は、 正を発議した日(国会法(昭和二 (国民投票の期日) 国会が憲法改

第二章

国民投票の実施

第一節

総則

第一条 この法律は、 する手続を定めるとともに、あわ(以下「国民投票」という。)に関 正(以下「憲法改正」という。) 九十六条に定める日本国憲法の改 せて憲法改正の発議に係る手続の について、国民の承認に係る投票

整備を行うものとする。

適正に行われることを確保し、 に表明せる意思によつて公明且つ 確立し、その選挙が選挙人の自由 議員及び長を公選する選挙制度を 議員並びに地方公共団体の議会の精神に則り、衆議院議員、参議院 ることを目的とする。 つて民主政治の健全な発達を期す (この法律の適用範囲 条 この法律は、 (この法律の目的 日本国憲法

Ь

第三条 第二条 (公職の定義) 略

第四条 (議員の定数 略

第五条から第三十条まで 第五章 選挙期日

後掲

第三十一条 に因る総選挙は、 (総選挙) 衆議院議員の任期満了 議員の任期が終

附則

第十三章の二 第十四章 第十三章の三 補則(第百三十三条 第百四十七条 ―第百三十二条 例(第百三十二条 の第一三十二条 再立候補の場合の 選挙の一部無効に 条の十二・第百三 特例(第百三十二 の十一) 十二条の十三)

十条—第百三十一条

第三条 日本国民で年齢満十八年以 上の者は、国民投票の投票権を (投票権)

投票の期日を官報で告示しなけれ があったときは、速やかに、国民 理会に通知しなければならない。 当該国民投票の期日を中央選挙管 速やかに、総務大臣を経由して、 係る議案の送付を受けたときは、 項の規定により国民投票の期日に した期日に行う。 内閣は、国会法第六十五条第一 中央選挙管理会は、前項の通知

> 2 以内に行う。 場合においては、その総選挙は、 の総選挙は、解散の日から四十日衆議院の解散に因る衆議院議員 十日以内に行う。 会の日から二十三日以内にかかる 国会閉会の日から二十四日以後三 べき期間が国会開会中又は国会閉 前項の規定により総選挙を行う

める日本国憲法の改正の発議を 日本国憲法第九十六条第一項に定 条の五第一項の規定により国会が

し、国民に提案したものとされる

十二年法律第七十九号)第六十八

る日の前三十日以内に行う。

じ。)から起算して六十日以後百 日をいう。第百条の二において同

八十日以内において、

国会の議決

二日前に公示しなければならない。 きは、任期満了に因る総選挙の公 の期日前に衆議院が解散されたと 選挙の期日の公示がなされた後そ 総選挙の期日は、少なくとも十 衆議院議員の任期満了に因る総

示は、その効力を失う。 (通常選挙)

第三十二条 略 選挙及び設置選挙) 一般選挙、長の任期満了に因る

第三十三条 、衆議院議員及び参議院議員の再 選挙及び補欠選挙

第三十三条の二 略

(地方公共団体の議会の議員及び

二十四条

長の再選挙、

補欠選挙等)

第三十四条の二 、地方公共団体の議会の議員及び の特例) 長の任期満了による選挙の期日

第九条 日本国民で年齢満十八年以

選挙権)

第二章

選挙権及び被選挙権

上の者は、衆議院議員及び参議院

第一章の二

有する。

第四条 (投票権を有しない者) 削除

> 3 2 の区域内に住所を有する者は、その者で引き続き三箇月以上市町村の者で引き続き三箇月以上市町村 かかわらず、当該都道府県の議会項に規定する住所に関する要件に 所を有していたことがあり、かつ、の区域内に引き続き三箇月以上住 議員の選挙権を有する。 の議員及び長の選挙権を有する。 区域内に住所を有するものは、前 その後も引き続き当該都道府県の る都道府県の区域内の一の市町村 の者でその属する市町村を包括す 員及び長の選挙権を有する。 の属する地方公共団体の議会の議 前二項の市町村には、その区域 日本国民たる年齢満十八年以

間は、 変更のため中断されることがない。 含む。)を含むものとする。 (被選挙権) 第二項及び第三項の三箇月の期 市町村の廃置分合又は境界

5

第十一条 及び被選挙権を有しない。 (選挙権及び被選挙権を有しない 次に掲げる者は、

選挙権

執行を終わるまでの者 削除 禁錮以上の刑に処せられその

第一条の三 市町村の選挙管理委員 号)第二十八条の規定により選挙 法(昭和二十三年法律第百九十四 第二百五十二条又は政治資金規正 会は、法第十一条第一項若しくは 選挙権を有しない者に係る通知)

- 30 -

となつた市町村であつて、当該廃

の全部又は一部が廃置分合により

置分合により消滅した市町村(こ 当該市町村の区域の全部又は一部

町村に含むものとされた市町村を の項の規定により当該消滅した市 第五条 (本籍地の市町村長の通知

2 生じたこと又はその事由がなくな 選挙権を有しなくなるべき事由が十二条の規定により選挙権及び被 のについて、第一項又は第二百五 選挙人名簿の登録がされているも て第三十条の六の規定による在外 有するもの又は他の市町村にお を有する者で他の市町村に住所を 十二条の定めるところによる。 犯罪に因り選挙権及び被選挙権を つたことを知つたときは、 有しない者については、第二百 この法律の定める選挙に関する 市町村長は、その市町村に本籍 W

の選挙管理委員会に通知しなけれ滞なく、その旨を当該他の市町村定による通知を受けたときは、遅

る場合を含む。)又はこの項の規 第二十八条第四項において準用す 第十一条第三項(政治資金規正法 たとき、その者が当該市町村に本 その事由がなくなつたことを知つ くなるべき事由が生じたこと又は

籍を有しない者である場合には法

中の者

刑に処せられその刑の執行猶予われる選挙、投票及び国民審査われる選挙、投票及び国民審査の又はその刑の執行猶予中の者 等のあっせん行為による利得等 の処罰に関する法律(平成十二 の四までの罪又は公職にある者 第百九十七条から第百九十七条 明治四十年法律第四十五号) 公職にある間に犯した刑法

2 しくは第二百五十二条若しくは政ある場合には法第十一条第一項若 経過しないものについて、その者 の区域内に住所を移した者(当該の市町村の区域内から当該市町村 より選挙権及び被選挙権を有しな が当該市町村に本籍を有する者で 区域内に住所を定めた後四箇月を した者を含む。)で当該市町村の 市町村の区域内から更に住所を移 治資金規正法第二十八条の規定に 市町村の選挙管理委員会は、

所を移したことを知つたときは、域内から他の市町村の区域内に住権を有しない者が当該市町村の区 村の選挙管理委員会に通知しなけ 遅滞なく、その旨を当該他の市町

での者(刑の執行猶予中の者を 執行を受けることがなくなるま

禁錮以上の刑に処せられその